

# 令和5年度沼津市子ども・子育て支援事業計画策定に係る ニーズ調査業務委託公募仕様書

## 1 業務の名称

令和5年度沼津市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査業務委託

## 2 契約期間

契約締結日から令和6年3月29日

## 3 業務の目的

本業務は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に規定される子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和7年度から令和11年度まで）を策定するにあたって、小学生及び就学前児童の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に係るニーズ調査、現状と課題の整理、必要となる資料の作成等を実施する。加えて調査結果の分析を行い、計画の策定に必要な基礎資料となる報告書を作成する。

## 4 業務内容

### (1) ニーズ調査

事業計画における需要量の見込みを設定するうえでの基礎資料とするため、住民の子育て支援に関する生活実態や要望等について、Web アンケート調査を行い、調査の集計・分析を実施する。

調査項目は、世帯の構成、就労状況・行政支援の利用状況など、第2期沼津市子ども子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査等業務で実施した調査票をもとに現在の課題や社会的変化、法改正対応などを踏まえて設定する。また、今後策定される子ども大綱等、国の基本方針やモデル調査票案をもとに沼津市独自の設問を加える。

集計・分析は、本市前期計画を参考とし、子ども子育て支援事業計画策定業務実績経験を生かし、第3期沼津市子ども子育て支援事業計画策定業務の基礎資料となる集計・分析結果を提出する。

また、web アンケートは回収率を向上させるため、市民の回答しやすい様式とする。

#### ① 調査対象者及び標本数

- ア. 未就学児童の保護者 約1,800票
- イ. 小学生児童の保護者 約1,800票

#### ② 調査票

調査票はA4版で20頁程度の設問数（40～50問程度）を想定している。

③ 抽出方法

沼津市が住民基本台帳から上記対象世帯を母集団として系統抽出方法により抽出。

④ 調査方法

- ・就学前の子どもがいる家庭：1,800 票 無作為抽出 郵送配布・Web 回収 想定回収率 50%
- ・就学前の子どもがいる家庭：1,800 票 無作為抽出 郵送配布・Web 回収 想定回収率 50%

受託者は調査票の設計、Web システムの構築、発送用封筒・web アンケート調査依頼書の印刷、発送用封筒への封入・封緘、宛名ラベルの貼り付け、発送を行い、委託者は宛名ラベル作成を行う。

Web 回答が困難な場合は、委託者が書面の調査票を発送する。

《業務分担》

委託者	受託者
①実施方針の確定	①調査票原案の設計及び作成と補修正
②調査票の検討、修正指示	②Webシステムの構築
③調査票の確定	③発送用封筒、webアンケート調査依頼書の印刷
④web アンケート調査様式の確認、サンプリングの実施	④宛名ラベルの貼り付け、発送
⑤宛名ラベル作成	⑤Web回答が困難な方向けの調査票、返信用封筒の提供（返信に係る郵送費も含む）
⑥Web 回答が困難な方向けの調査票の発送	⑥単純集計・クロス集計等の実施
	⑦自由記述回答の整理

⑤ 調査期間

令和6年1月中旬～令和6年1月下旬（国の通知の時期によって前後する）

(2) 現状の分析と課題の整理

第2期子ども・子育て支援事業計画の取り組みへの評価などを整理して、沼津市の子ども・子育て支援にかかわる現状を分析し、その内容に基づき課題を抽出する。

(3) 集計・分析結果の取りまとめ

(1) の単純集計及びクロス集計等の結果を納品する。また、集計・分析結果の取り

まとめに（２）の内容を反映し、集計結果から見える全体像や設問別の分析、相関分析（子育て施策毎の満足度調査）をまとめニーズ調査の報告書を作成する。

#### （４）沼津市子ども・子育て会議の支援

本市が開催する沼津市子ども・子育て会議は、２回開催を予定している。

受託者は次の各号における支援を行うこと。

- ① 沼津市子ども・子育て会議（以下、「会議」という）における当該業務内容に係る審議に際し、会議資料の作成を行うなど、会議運営の支援（必要となる根拠データや他市町の情報の収集・市への提供、市が作成する資料への提案）を行うこと。
- ② 会議に出席し、必要な対応（説明など）を行うこと。
- ③ 討議結果を集約しその後の作業に反映させること。また、会議録を作成し市へ提供すること。

#### （５）国・全国自治体の動向に係る情報等の提供

- ① 「全国児童福祉主管課長会議」等により、子ども・子育ての方向性や、ニーズ調査・計画策定等に関する情報（現行計画策定時の情報を含む）が示された場合、会議内容や配布資料を要約し、A3両面程度に取りまとめた解説資料を市に提供する。
- ② 子ども・子育て支援法や児童福祉法を中心に、福祉関連法令と本計画内容との整合性を図るため、国から福祉関連の改正法令が示される都度、情報を収集し、専門的知見を担保したうえで取りまとめた解説資料を市に提供する。

### 5 成果品

- （１）ニーズ調査結果データ（単純集計、クロス集計等）、報告書 1式
- （２）本業務実施の際に発生した中間成果品及びローデータ 1式
- （３）国・全国自治体の動向に係る例規整備情報及び各種情報等の解説資料 1式
- （４）沼津市子ども・子育て会議の会議録 1式

### 6 その他

- （１）本業務は、沼津市業務委託契約約款に基づき、契約を履行する。
- （２）受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- （３）受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、受託者は、本業務の実施にあたり個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法及びその関連法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
- （４）本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者が協議のうえ定めるものとする。

以下余白